公　　告

支担官第137号
令和8年10月29日

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前 田 邦 彦

次のとおり入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1　入札に付する事項

調達要求番号	件　名	規格	数量	履行場所（納地）	履行期限（納期）
26K2E06024	中央指揮システム　サービス維持	仕様書のとおり	1式	仕様書のとおり	令和10年2月29日

2　入札方式　　一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件））
（ただし、郵送による入札を希望する場合は、事前に了承を得るものとし、細部は別紙を参照のこと。）

3　入札日時　　令和8年11月27日(金)　　10:00

4　入札場所　　防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室
防衛省市ヶ谷庁舎統幕第1入札室 （A棟 15階東側）（紙による入札がある場合のみ）

5　入札参加資格　（1） 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の事由がある場合に該当する。
（2） 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
（3） 令和7年度から9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。
（4） 格付けされている令和7年度から令和9年度全省庁統一資格「役務の提供等」の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、当該事実がわかる書類を提出すること（任意様式）。
（提出期限：　令和8年11月13日(金)　12:00 ）
ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者（物品の販売（自ら製造したものの販売に限る。）及び役務の提供等について準用する。）
イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項　目	基　準	数　値
入札物品等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	３件以上 ２件 １件	15 10 5
入札物品の製造等（訓令第１８条第４項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	９人以上 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	15 12 9 6 3
入札物品の製造等に携わる技術認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上 ９～10人 ７～８人 ５～６人 ３～４人 １～２人	6 5 4 3 2 1

注:1　特許には、海外で取得したものを含む。
2　技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。
ウ SBIR制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者
キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J－Startup又はJ－Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

(5) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。
ただし、真にやむを得ない事由を(該当する省指名停止権者)が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った100／110に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金　入札保証金　免 除
契約保証金　免 除

8 入札の無効　5の参加資格のない者の入札又は入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約書の作成　作成する。

10 契約条項　役務請負契約条項　(基本契約条項)
装備品等秘密の保全に関する特約条項　※
装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン　※
秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項　※
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項　※
情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項　※
資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項　(該当する場合)
生産性向上推進制度に関する特約条項　(該当する場合)
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
※は、別紙を確認されたい。

11 入札に関する条件　**仕様書第2.13項a)からd)**に定める本役務の実施体制並びに**第4.6.1項a)からc)**に定める情報保全に係る履行体制に関する資料を電子メールで提出し、適合すると認められること。
(提出期限:　令和8年11月13日(金)　12:00　)
必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

12 その他付記事項
(1) 電子調達システムにより電子入札(https://www.geps.go.jp/)を実施する。
ただし、システムの障害により、電子入札中止を含め、本公告内容が変更になる場合がある。
(2) 電子入札は、　令和8年11月26日(木)　17:00　を期限とする。
(3) 電子調達システムによる入札が困難であると相当の理由がある場合のみ紙での入札を承諾する。この場合、
令和8年11月20日(金)　までに「紙入札方式参加承認願」を問い合わせ先へ一報後、電子メールで提出する。
(4) 電子入札に併せて、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを添付する。
(5) 任意にて参考見積書(内訳を含む)を提出されたい。　(見積書提出先)
令和8年11月13日(金)　12:00　まで(メール又はFAX可)　大和: yamatoyo69@js.dss.mod.go.jp
(6) 郵便入札については、別紙「郵送による入札について」のとおりとする。
(7) 予算決算及び会計令第86条の調査について(低入札価格調査)
役務入札において調査基準額を下回る金額での入札が行われた際、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて調査を実施する。
・低入札価格調査の実施に際し、提出を求める資料:その価格により入札した理由、入札価格の内訳(人件費、原材料費等を明記)、履行スケジュール、経営内容(会社概要)、経営状況(最新の決算報告書等)、官公庁契約における過去実績等の資料
・積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。
(8) 入札説明会は実施しない。
(9) 落札者が、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、10に掲げる契約条項のほか、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

13 本記載事項への照会
入札に関する事項の問い合わせ先　統合幕僚監部総務部総務課会計室　(担当)
TEL:03-3268-3111(内線30197)　FAX:03-5269-3282　服部 hattorisdi@js.dss.mod.go.jp

別紙１

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約においては、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

別紙２

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」について

標記の特約条項が改正され、従前の「情報セキュリティ基準」から、より厳格な管理策を盛り込んだ情報セキュリティ基準に整備されました。保護すべき情報を取り扱うに当たって、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ規則」、「情報セキュリティ実施手順」等、本特約条項で求める体制及び資料等の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項及び特約条項の情報セキュリティ基準等を必ずご確認の上、ご参加ください。

別紙３

「装備品等秘密の保全に関する特約条項」、「特定秘密の保護に関する特約条項」及び「特定防衛秘密の保護に関する特約条項」について

標記の特約条項を付する契約には、「装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン」及び「秘密等の保全又は保護の確保に関する違約金条項」が伴います。

また、「装備品等調達にかかる秘密保全に対策ガイドライン」は従前のガイドラインからより厳格な管理策を盛り込んだものに整備されました。

特約条項で示すもののほか、新しいガイドラインで求める体制及び資料の作成、提出が必要です。

本特約条項を付する契約の入札に参加される際は、ホームページに掲載されています特約条項とともにガイドライン及び違約金条項を必ずご確認の上、ご参加ください。

令和　年　月　日

防衛省統合幕僚監部
支出負担行為担当官
会計室長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

紙入札方式参加承諾願

下記の入札に係り、政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用せず、紙方式で実施することについて、承諾を頂きたく本書を提出いたします。

１ 件名、要求番号

２ 入札日時

３ 入札担当者名及び電話番号

４ 政府電子調達（ＧＥＰＳ）を利用しない理由

５ 今後の導入予定について

６ 紙入札の方法（該当するものを○で囲んでください）

・会場　　・郵便

備考
１　本紙と併せて資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提出する。
２　代理による入札する場合は、入札時に委任状（入札及び契約心得 別紙様式第５）を提出する。
３　指定の入札書（入札及び契約心得 別紙様式第３）を使用する。
４　再入札を実施する場合においての実施日時については、入札時に連絡する。

別　紙

郵送による入札について

１　郵送による入札方法

一般書留郵便・簡易書留郵便又は配達証明のいずれかの方法により入札日の前日（当該日が「行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日」までに必着のこと。

２　郵送する書類等

（１）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書（写））

（２）入札書

３　封筒について

前項（２）を入れる封筒（以下「内封筒」という。）については、長３（縦２３５ｍｍ×横１２３０ｍｍ）程度とし、表面に「入札書在中」と１回目・２回目の別を黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。

封印した内封筒を前項（１）とともに外封筒へ入れ、外封筒にも「入札書在中」と記載の上送付することとし、複数の内封筒があるものについて、１回目・２回目の別の記載が無かったものついては、立会者が無作為に追記して投函を行う。

４　入札の回数

入札は、原則２回まで行い、２回目（再度入札）において不調となった場合は、再度公告入札又は最低入札価格を提示した入札者との商議に移行する。

５　入札の無効等

郵便入札の執行については、公告８項に規定されているもののほか、期日までに到着しなかった場合は無効とし、２回目の内封筒がないものについては、再度入札は辞退したものとして取り扱う。

６　その他

（１）郵送による入札を希望する場合は、事前に会計室契約担当者に電話にて一報する。

（２）郵送先は次のとおりとする。

〒１６２－８８０５
東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務課会計室契約担当者　宛

〇参考〇

あくまでも例なので、縦横等は任意。貴社名も明記してください。

内封筒（表）長３程度

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

１回目

公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」

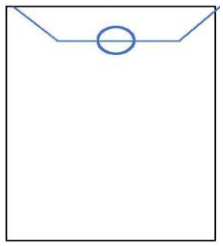
２回目

又は

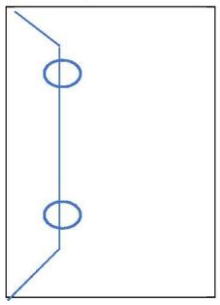
公告第〇号
件名「△△」

「入札書在中」１回目

内封筒（裏）



又は



外封筒

（内封筒が入るサイズ）

〒１６２－８８０５

東京都新宿区市谷本村町５－１
防衛省統合幕僚監部総務部総務
課会計室契約担当者　宛

「入札書在中」

入 札 書 ・ ~~見 積 書~~

令和8年11月27日

支出負担行為担当官

防衛省統合幕僚監部総務部総務課

会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号 ：　26K2E06024

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履 行 期 限		令和10年2月29日	
			履 行 場 所		仕様書のとおり	
品　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
中央指揮システム サービス維持	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
合　　計						

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

入 札 書 ・ 見積書

令和8年11月27日

年月日を記入

支出負担行為担当官
防衛省統合幕僚監部総務部総務課
会 計 室 長　　前田　邦彦　　殿

住所・会社名・代表者名・連絡者を記入（ゴム印等可）

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
担 当 者
連 絡 先

調達要求番号： 26K2E06024

統合幕僚監部「入札及び契約心得」及び基本契約条項等を承諾の上、下記のとおり提出します。

金額￥			履　行　期　限		令和10年2月29日	
			履　行　場　所		仕様書のとおり	
件　　名	規　　格	単位	数量	単価	金　　額	備　考
中央指揮システム　サービス維持	仕様書のとおり	式	1			
合　　計						

各欄に入札金額（税抜）を記入

（注）単価及び金額欄には、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記入する。

調達要求番号：２６Ｋ２Ｅ０６０２４

統　合　幕　僚　監　部　仕様書		
品名又は件名	仕様書番号	ＪＳＯ－１９－６０６２Ｆ
中央指揮システム　サービス維持	作成年月日	令和２年１月８日
	改正年月日	令和８年１０月２８日
	作成部部隊等	統合幕僚監部 首席指揮通信システム官

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，中央指揮システム（以下“ＣＣＳ”という。）に係るサービス維持業務について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，**ＪＩＳ　Ｘ　０００１～ＪＩＳ　Ｘ　００３２，ＮＤＳ　Ｃ　０００２**の1.2，1.3.1 c)及び1.3.1 d)に示す**仕様書**及び**設計書**の**用語の定義**による。

1.3　引用文書等

1.3.1　引用文書

この仕様書において引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，特に版を指定するもののほかは，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。また，法令等を除く引用文書に定める事項が，この仕様書と異なる場合は，この仕様書に定める事項が優先する。ただし，契約後，当該文書に改正があった場合は，その適用について別途協議する。

a)　規格

1)　**ＪＩＳ　Ｘ　０００１～ＪＩＳ　Ｘ　００３２**　情報処理用語

2)　**ＮＤＳ　Ｃ　０００２Ｄ**　地上用電気機器通則

3)　**ＤＳＰ　Ｚ　９００８**　品質管理等共通仕様書

b)　法令等

1)　秘密保全に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第３６号）

2)　秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）（防防調代４６０７号。１９．４．２７）

3)　防衛省の情報保証に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第１６０号）

4)　防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運情第９２４８号。１９．９.２０）

5)　装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和６年防衛省訓令第１０号）

6)　装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（装装保第４２２４号。令和６年３月３１日）

7)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第３号。３１．１．９）

8)　情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第１８８号。３１．１．９）

9)　ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第８０７号。令和３年１月２１日）

10) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第１３７号。令和４年３月３１日）
11) 防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和３３年総理府令第１号）
12) 中央指揮所への立入手続に関する達（平成２０年自衛隊統合達第２９号）
13) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン（デジタル社会推進会議幹事会決定）（デジタル庁。２０２６年（令和８年）６月１２日）（以下，“標準ガイドライン”という。）
14) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書（デジタル庁。２０２６年（令和８年）６月１２日）
15) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック（デジタル庁。２０２６年（令和８年）６月１２日）
16)「公用文作成の考え方」の周知について（内閣文第１号。令和４年１月１１日）
17) 著作権法（昭和４５年法律第４８号）
18) 知的財産基本法（平成１４年法律第１２２号）
19) 情報システムにおけるリスク管理枠組み（ＲＭＦ）実施要領等について（通知）（防整サ第２６４３８号　令和６年１１月２０日）
20) リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）（防整サ第１４５５０号　令和５年７月３日）

c) 設計書等

1) 防衛情報通信基盤（ＤＩＩ）全体設計書「注意」（令和７年３月）
2) 中央クラウド全体設計書「注意」（令和７年３月）
3) 中央クラウド詳細設計書「注意」（令和７年３月）
4) 中央クラウドデザインシート「注意」（令和７年３月）
5) 中央クラウド標準規約書（令和６年３月）
6) 中央システム　システム設計書
7) 中央システム　統合ＩＣＤ
8) 中央システム　プログラム基本設計書
9) 中央システム　システム運用環境設計書
10) 中央システム　プログラム詳細設計書

d) 仕様書

1) **ＪＳＯ－２２－６０４０**　防衛情報通信基盤（ＤＩＩ）の設計（令和４年度）（全体設計等）
2) **ＪＳＯ－２２－６０３５**　中央指揮システムの換装（その１）
3) **ＪＳＯ－２３－６０１９**　中央指揮システムの換装（その２）
4) **ＪＳＯ－２４－６００９**　中央指揮システム統合運用等支援機器借上（０６換装）
5) **ＪＳＯ－２６－６０１８**　中央指揮システム統合運用等支援機器借上（０８増設）

e) その他

1) 中央システム　操作手順書

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

1) **ＪＳＯ－２３－６０３１**　中央クラウド基盤機器（ＩａａＳ）の借上（その１）
2) **ＪＳＯ－２３－６０３２**　中央クラウド基盤機器（ＰａａＳ）の借上（その１）
3) **ＪＳＯ－２４－６０１０**　中央クラウド基盤機器（ＩａａＳ）の借上（その２）

4) **ＪＳＯ－２４－６０１１** 中央クラウド基盤機器（ＰａａＳ）の借上（その２）
5) **ＪＳＯ－２５－６０３２** 中央クラウド基盤機器（ＩａａＳ）の借上（その３）
6) **ＪＳＯ－２５－６０３４** 中央クラウド基盤機器（ＰａａＳ）の借上（その３）
7) **ＪＳＯ－２３－６０２０** 中央クラウドの換装（詳細設計等）
8) **ＪＳＯ－２３－６０３６** 中央クラウドの換装（ＣＯＴＳカスタマイズ等の設計）
9) **ＪＳＯ－１９－６０１５Ｂ** 市ヶ谷地区構内通信網機器(市ヶ谷ＬＡＮ）の借上（クローズ系）（０４延長）
10) **ＪＳＯ－２０－６０１１** 市ヶ谷地区構内通信網機器（市ヶ谷ＬＡＮ）の借上（オープン系）（０２換装）
11) **ＪＳＯ－２２－６０１０** 市ヶ谷地区構内通信網機器（市ヶ谷ＬＡＮ）の借上（オープン系）（その２）（０４増設）
12) **ＪＳＯ－２２－６００３** 防衛省携帯管理機能等の借上（０４換装）
13) **ＪＳＯ－１６－６００６Ｍ** 防衛情報通信基盤（ＤＩＩ）の整備（部外回線の借上）
14) **ＪＳＯ－１６－６０３４Ｃ** 防衛情報通信基盤（ＤＩＩ）の整備（部外回線の借上）（閉域モバイル）
15) **ＪＳＯ－２１－６００１Ａ** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（０３換装）（０４延長）
16) **ＪＳＯ－２１－６００２Ｄ** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その１）（０５延長）
17) **ＪＳＯ－２２－６０１８** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（０４換装）
18) **ＪＳＯ－２２－６０２１Ａ** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その２）（０５延長）
19) **ＪＳＯ－２３－６０１６** 防衛情報通信基盤（オープン系）通信電子機器借上（その５増設）
20) **ＪＳＯ－１９－６００１Ｅ** 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（管理中枢・副中枢）（０４延長）
21) **ＪＳＯ－１９－６００１Ｆ** 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（ＣＣＳ）（０５延長）
22) **ＪＳＯ－１９－６００２Ｄ** 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その１）（０５延長）
23) **ＪＳＯ－２０－６０２１Ｃ** 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その２）（０５延長）
24) **ＪＳＯ－２１－６００９Ｂ** 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その３）（０５延長）
25) **ＪＳＯ－２２－６０３８Ａ** 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その４）（０５延長）
26) **ＪＳＯ－２３－６０１５** 防衛情報通信基盤（クローズ系）通信電子機器借上（その５）（０５増設）
27) **ＪＳＯ－２０－６００１Ｃ** 情報システムに係る事業管理支援役務

b) 法令等

1) 特定秘密の保護に関する訓令（平成２６年防衛省訓令第６４号）
2) 特定秘密の保護に関する訓令の運用について（防防調第１７８８２号。２６．１２．８）
3) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防防調第４

６０８号。１９．４．２７）

2　本役務に関する要求事項

本役務に関する要求事項は，次による。

a)　契約相手方は，ＣＣＳに係る維持管理活動，機能改修及び運用環境の確保並びにＣＣＳの機材において利用する中央クラウド（ＰａａＳ）の各サービスに係る維持管理活動を実施する。
統合幕僚監部，統合作戦司令部及び自衛隊サイバー防衛隊の態勢に応じて，必要となるシステム維持支援体制を把握し，官側と協議のうえ，即応可能となるような体制をとる。

b)　契約相手方は，自衛隊サイバー防衛隊の指示に基づき市ヶ谷を作業拠点とし，業務上の必要に応じて航空自衛隊春日基地，及び契約担当官等が許可した防衛省の管理する施設において作業する。また，天災などにより上記作業拠点での作業が困難となった場合において，官側との調整のうえ，契約担当官等が許可した場所において作業する。

c)　本役務は，**ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスク対応について（通知）**に基づき，情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下“障害等リスク”という。）が潜在すると契約相手方が知り，又は知り得べきソースコード，プログラム，電子部品，機器 等（以下“ソースコード等”という。）の埋込み又は組込みその他，官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

d)　**履行期間**　本事業の履行期間は，令和９年３月１日から令和１０年２月２９日までとする。

2.1　計画管理

a)　事業管理組織の設定

1)　契約相手方は，ＣＣＳに係る維持管理の事業計画及び業務実施の統制，調整に必要な組織を設定するとともに，その全般責任者である契約相手方の代表者を指定する。

2)　契約相手方の代表者は，契約相手方における事業推進の責任を有するとともに，事業の全般状況把握及び将来の予測を実施し，契約担当官等，監督官，中央クラウドの基盤及び各テナントの維持に係る契約相手方との業務調整の窓口の役割を勤める。

3)　契約相手方は，令和９年３月末までに，契約担当官等に対し履行体制及び作業工程を記載した**サービス維持実施計画書**を提出する。
また，それぞれの成果について，**サービス維持成果報告書**を作成し契約担当官等へ納入する。

b)　**品質管理**　品質管理は，**ＤＳＰ　Ｚ　９００８**によるものとし，市販品には適用しないものとする。

2.2　稼働監視

a)　**稼働監視実施計画の作成支援**　契約相手方は，稼働監視実施計画の作成支援を実施する。

b)　**稼働監視の実施**　契約相手方は，稼働監視を実施する。また，稼働状況の分析結果を報告する。

c)　**セキュリティ・インシデントへの処置の支援**　契約相手方は，セキュリティ・インシデントが発生した際の処置の支援を実施する。

2.3　障害管理

a)　**障害の受付**　契約相手方は，障害の受付を実施する。また，受け付けた障害を切り分け，障害を起こしたシステムの特定を行う。切り分けに応じて中央クラウドの基盤及び各テナントへ仕分けの支援を実施する。

b)　**障害に対する処置**　契約相手方は，ＣＣＳに関する発生障害に対する処置を実施する。

1)　**障害の管理及び統制支援**　契約相手方は，**2.3a)**項において受け付け，ＣＣＳへ仕分けされた障

害の報告を管理するとともに，ＣＣＳに対する影響範囲の調査及び障害対処の統制について，官を支援する。

2) **応急対処**　契約相手方は，システムに対する設定変更等の応急対処について，必要に応じて官を支援する。

3) **障害の分析**　契約相手方は，ＣＣＳに係る障害について，障害データの収集及び分析，障害の再現テストその他の手段により，原因究明及び障害部位の特定を行う。

4) **障害切り分け**　契約相手方は，特定された障害部位についての分析結果を官に報告するとともに，官の指示により，障害部位について以下の対応を実施する。

4.1) **ＣＣＳ開発プログラムに係る障害**　契約相手方は，開発プログラムの障害の程度が軽微であり，その修正による影響範囲が他のプログラムに及ばないことが明確である場合は，自らプログラムの修正を実施する。その他の場合，官の判断により，改善管理の検討対象（本仕様書　2.6 項）とする。ただし，いずれの場合も，障害の対象となるプログラムあるいは機能部分が契約不適合に該当しない場合とする。

4.2) **その他の障害**　契約相手方は，障害対応に係る関係者調整を必要に応じて実施するとともに，対応状況を把握する。

5) **復旧時の処置**　契約相手方は，システム復旧時の動作確認等の処置について，必要に応じて官を支援する。

2.4　システム運用

a) **仮想リソースの監視・分析及び再配分の支援**　契約相手方は，中央クラウド及び特化装置上の仮想リソースの監視及び分析の実施について官側を支援する。また，監視及び分析の結果，再配分が発生した際に，再配分及びその変更結果の確認について官側を支援する。

b) **保守による縮退運用の支援**　契約相手方は，中央クラウドの保守による縮退運用実施に際して，縮退計画の作成を支援する。また，保守による縮退運用実施及び縮退解除の実施について官側を支援する。

c) **計画整備実施計画作成及び一斉定期点検の支援**　官による計画整備実施計画の作成を支援する。作成された実施計画に基づき，ＣＣＳのハードウェアに係る一斉定期点検において，官の実施する事前調整，環境設定，作業統制及び復旧作業等を支援する。

d) **大規模震災等による拠点喪失時の運用支援**　契約相手方は，障害や大規模震災等の影響による拠点喪失時に，状況把握及び障害探求を支援する。また，拠点復旧時の作業を実施する。

e) **リストア及び復旧**　契約相手方は，ＣＣＳを構成するサービスをリストア及び復旧させる際の調整・作業を実施する。

2.5　利用者管理

契約相手方は，ＣＣＳの利用申請の内容により，利用者管理の設定変更を支援する。

2.6　改善管理

a) **改善・変更要望及び提案の受付管理支援**　契約相手方は，ＣＣＳに係るシステム利用者からの改善等要望及び自ら行う改善（維持管理構想及び維持管理活動の改善も含む）提案を一元管理する。

b) **改善・変更要望及び提案の選定支援**　契約相手方は，2.6a)項で管理する改善項目について規模見積，影響調査，優先度付与，実施要領作成及び費用対効果等について技術的な検討，分析及び評価を行い，その結果を官側に報告し，改善要望の採否の判断を支援する。

c) **選定された内容に関するプログラム作成及びドキュメント修正**　契約相手方は，2.6b)項で選定された改善項目について，プログラムの作成及びドキュメントの修正を実施する。

d) **リリースプログラムの検証及び運用環境への適用**　契約相手方は，2.6c)項で作成したプログラム

について，システム・ラボでの検証を行い，その結果を官側に報告し，運用環境への適用及び確認を実施する。

e) **リリースプログラム及びドキュメントの納入**　契約相手方は，2.6c)項で修正したドキュメント及び2.6 d)項で運用環境に適用したプログラムを官側へ納入する。

2.7　構成・変更管理

a) **バージョンアップの影響度調査**　契約相手方は，中央クラウドのバージョンアップの内容について，ＣＣＳに係る影響度調査等を，以降の項目について実施する。

1) バージョンアップに含まれる技術的詳細内容の調査
2) 関連するパッチリリース状況及び適用要否の調査
3) 連接する他システムに対する影響範囲の調査
4) バージョンアップスケジュールの調査
5) 上記内容を含む調査報告書の作成

b) **変更されたプログラム及びドキュメントの管理**　契約相手方は，変更されたプログラム及びドキュメントの変更情報についての管理を実施する。

c) **変更されたプログラム及びドキュメントのリリース**　契約相手方は，変更されたプログラム及びドキュメントのリリースを実施する。

2.8　システム教育

a) **システム利用者に対する教育**　契約相手方は，システム利用者に対して，システムの操作方法に関する教育を実施する。

b) **維持管理要員等に対する教育**　契約相手方は，維持管理要員等に対して，システムの操作方法及び障害発生時の対応処置等に関する教育を実施する。

c) **教育実施に関する調整**　契約相手方は，2.8a)及びb)項の実施にあたり，細部について官側と調整する。

2.9　官側業務の支援

a) **一般的要求事項**　契約相手方は，ＣＣＳの円滑な運用を図るため，官の指示により，システムの運用に係る支援を実施する。

b) **データ整備及び管理**　契約相手方は，ＣＣＳにおいて使用するデータの入力，変換及びデータベースへの登録を支援し，データの不整合発生時は影響範囲の分析及び対処支援を実施する。

c) **バックアップ媒体の管理**　契約相手方は，ＣＣＳにおける各バックアップ媒体の管理を支援する。

d) **訓練・演習の実施に伴う支援**　契約相手方は，官が実施する統合演習（指揮所演習及び実動演習），防災訓練，その他訓練・演習等に際し，環境構築，データ設定及び支援体制に関する内容等を事前に説明するとともに，実施期間中の緊急対応及び事後復旧作業を支援する。また，必要に応じ，訓練・演習支援機能を使用するためのシナリオ策定支援，データ設定及び操作支援等を実施する。

e) **現地作業者による通常運用業務の支援**　契約相手方は，現地作業時において，システムに係る質問対応等の軽微な通常業務の支援を実施する。

f) **システム運用状況の変更への対応支援**　契約相手方は，システム運用状況及び環境の変更に伴い，配線及び電源の変更を伴わない軽微な器材配置換え，システムの設定変更等の支援を実施する。

g) **システム運用に必要な資料の整備**　契約相手方は，メッセージへの対処要領，システムの簡易手順書及びヘルプデスク等，システム運用に必要な資料の整備を支援する。

h) **システム運用上の問題点に関する対処支援**　契約相手方は，システム運用上の問題点に係る影響範囲の分析，技術的事項の調査及び対処要領の検討を支援する。

i) **運用維持に関する会議への参加**　契約相手方は，ＣＣＳの運用維持に関する会議に参加し，状況報

告及び懸案の検討等を実施する。会議の開催は毎月２回を基準とし，以下の内容について報告する。

1) 直近の役務提供内容及び予定
2) 直近のシステムにおける作業予定及びＣＣＳに及ぼす影響
3) ＣＣＳにおけるセキュリティ対策状況及び今後の作業予定
4) ＣＣＳで発生した障害と運用に与える影響及びその処置状況
5) ＣＣＳとインタフェースを有するシステムで発生した障害において，ＣＣＳへ影響を与える，あるいは与える恐れのある障害の処置状況
6) その他要求元から指示される事項

j) **システム障害未然防止のための活動**　契約相手方は，システム障害を未然に防止するため，中央クラウド及びＣＣＳの情報を収集し，その結果を分析・検討・報告する。

k) **関連事業との間の調整支援**　契約相手方は，システム開発・運用確保のために，官が実施する関連事業との間の調整を支援する。

l) **移転**　契約相手方は，部隊の移転等により，工事及び輸送等の作業が必要な機器の移設業務が発生する場合，契約担当官及び監督官等と調整のうえ，機器がシステムとして機能発揮するための設定及び試験を実施する。また，必要に応じて作業結果に関する報告書を作成し提出する。

m) **連接システムとの相互運用性確保**　契約相手方は，連接システムの換装及び機能向上等に伴う相互運用性確保のための調査，ＣＣＳの設定変更及び試験支援を実施する。

n) **情報資産管理シートの作成支援**　契約相手方は，ＣＣＳ及び中央クラウドに関し，標準ガイドラインに基づく情報資産管理標準シートの作成を支援する。

o) **収容機器の設定支援**　契約相手方は，官側が調達した機器をＣＣＳに収容する際，その設定を支援する。

p) **将来構想の検討支援**　契約相手方は，官側が実施する将来の統合運用に関する各種構想の検討について，必要処置や実現可否等の検討をＣＣＳ維持担当会社として支援する。

q) **情報保証訓令の官側対応支援**　契約相手方は，リスク管理枠組み（ＲＭＦ）におけるセキュリティ管理策について（通知）における以下の官側業務の支援を実施する。

1) セキュリティ情報の調査，脅威分析及びセキュリティ対策として，監視ポリシーの設定変更及びセキュリティ関連のログ解析
2) 統幕ＩＮＦＯＣＯＮに対応するために必要な技術的及び事業的手続きについて，官の実施する検討
3) セキュリティ検査，処置及びセキュリティ対策として，ウイルス対策ソフト等のアップデート及びセキュリティホール等に係るパッチインストール
4) セキュリティ管理策の継続的な監視
5) 情報システム情報保証責任者によるＲＭＦ文書の作成及び更新

2.10　２４時間対応体制の確保

契約相手方は，ＣＣＳの２４時間運転に伴い，致命的な障害発生時の速やかな障害切り分け，対処及び連絡のため，夜間休日を含む２４時間対応体制を確保する。

2.11　運用状況の変更等による施設業務

a) **ＣＣＳに関連する機材の現地調査**　契約相手方は，システム運用状況の変更等により，ＣＣＳに関連する機材の設置状況等に変更が必要となった場合，**表１**に示す現地調査及び調整を実施する。

表１－調査及び調整の範囲

項　目	契約相手方が実施する範囲
電気関連	・分電盤から機器までの２次側電気配線に関わる調査及び調整
通信関連	・配線盤から機器までの２次側通信ケーブル配線に関わる調査及び調整
その他	・機器の搬入に関わる調査及び調整 ・機器の設置・配線に関わる調査及び調整 ・機器への耐震処置に関わる調査及び調整

b)　**ＣＣＳに関連する移設**　契約相手方は，システム運用状況の変更等により，ＣＣＳに関連する機材の設置状況等に変更が必要となった場合，移設調整及び軽微な移設等を実施する。

2.12　形態の統一

契約相手方は，ＣＣＳのプログラムに対し並行して履行される複数の契約において，改善等（修正，改修及びシステム改善）が加えられた場合，当該プログラムのベースライン確定のために，対象とするプログラム及びドキュメントの貸付を受け，形態の統一作業を実施する。

2.13　実施体制

契約相手方は，本契約の実施に当たって次の体制を確保し，これを変更する場合には，事前に官と協議するものとする。また，親会社がある場合は親会社を含めて，日本国内に本社を有するものとする。

a)　履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人(以下“業務従事者”という。）を確保すること。

b)　前記 a)の業務従事者が本契約を履行するために必要な経験，資格，業績等を有すること。

c)　上記 a)の業務従事者が前記 b)に掲げるもののほか，履行に必要若しくは有用な，又は背景となる経歴，知見，資格，語学（母語及び外国語能力），文化的背景（国籍等），業務等を有すること。

d)　前記 c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3　品質管理

a)　本契約の納入品等については，**ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）**に基づき，障害等リスクが潜在すると契約相手方が知り，又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他，官の意図しない変更が行われない相応の管理その他の契約相手方（下請負者，再委託先等を含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって，その品質を保証されたものでなければならない。

b)　本役務の実施に当たり，**ＩＴ利用装備品等及びＩＴ利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）**に基づき，契約相手方（下請負者，再委託先等を含む。）は，前記 a）の品質管理と同等の管理を行うものとし，障害等リスクが潜在すると知り，又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他，官の意図しない変更を行わないものとする。

4　その他

4.1　納入品

納入品は**表２**及び**表３**のとおり。

なお，納入形式は電子媒体とし，種類及び記録方式等は官側との調整による。

表２－納入品（プログラム）

番号	名称	形態	数量	区分	納入先	納入期限	備　考
1	中央システム ソースプログラム	電子媒体	各２式	－	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	納期まで	
2	中央システム ロードモジュール	電子媒体		－		納期まで	

表３－納入品（プログラムドキュメント等）

番号	名称	形態	数量	区分	納入先	納入期限	備　考
1	中央システム システム設計書	電子媒体	各２式	－	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	納期まで	
2	中央システム 統合ＩＣＤ	電子媒体		－		納期まで	
3	中央システム システム運用環境設計書	電子媒体		－		納期まで	
4	中央システム プログラム基本設計書	電子媒体		－		納期まで	
5	中央システム プログラム詳細設計書	電子媒体		－		納期まで	
6	中央システム 操作手順書	電子媒体		－		納期まで	
7	維持管理構想	電子媒体		－		納期まで	
8	サービス維持成果報告書 （R9.3～R10.2）	電子媒体	１式	－		令和１０年２月２８日まで	記載内容は以下のとおりとする。 １　履行状況 ２　是正事項

4.2　提出資料

提出資料は**表４**のとおり。

なお，提出要領及び作成要領は官側との調整による。

表４－提出資料

番号	名称	提出先	備考
1	作業実施者名簿	監督官 （統合幕僚監部首席指揮通信システム官）	契約後速やかに
2	月間役務時間確認書	監督官	必要の都度
3	知的財産管理報告書	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	必要の都度
4	サービス維持実施計画書	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	令和９年３月末まで提出とし，記載内容は以下のとおりとする。 １　履行体制 ２　作業工程
5	移転等に係る作業結果報告書	統合幕僚監部首席指揮通信システム官	必要の都度

4.3　貸付品

契約相手方は，調達品等の仕様書で定める官の保有する機器・工具・治工具等を希望する時期及び場所で貸付を受けることができる。仕様書に機器・工具・治工具等の定めがない場合及び定められた機器・工具・治工具等以外のものを希望する場合，契約相手方は契約担当官等に申し出て貸付を受けるための必要な指示を受けるものとする。申請書の作成については，**防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令**の第６条の規定によるものとする。

表５に示す文書等のほか，官側が必要と認める資料，プログラム，データ及び周辺機器について，官側と調整のうえ，無償で貸付を受けることができる。

表５－貸付品

番号	名称	数量	区分	貸付時期及び場所
1	中央システム　システム設計書	1式	－	a）時期：契約相手方の申請から納期までを基準とする。 b）場所：官側の指示による。 c）形態:電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ）又はデータ送付（注）
2	中央システム　統合ＩＣＤ	1式	－	
3	中央システム　システム運用環境設計書	1式	－	
4	中央システム　プログラム基本設計書	1式	－	
5	中央システム　プログラム詳細設計書	1式	－	
6	中央システム　操作手順書	1式	－	
7	維持管理構想	1式	－	
8	防衛情報通信基盤（ＤＩＩ）全体設計書「注意」（令和７年３月）	1式	注意	
9	中央クラウド全体設計書「注意」（令和７年３月）	1式	注意	
１０	中央クラウド詳細設計書「注意」（令和７年３月）	1式	注意	
１１	中央クラウドデザインシート「注意」（令和７年３月）	1式	注意	

表５－貸付品（続き）

番号	名称	数量	区分	貸付時期及び場所
１２	中央システム　ソースプログラム	１式	－	a）時期：契約相手方の申請から納期までを基準とする。 b）場所：官側の指示による。 c）媒体:電子媒体（ＤＶＤ－Ｒ）又はデータ送付（注）
１３	中央システム　ロードモジュール	１式	－	
１４	中央システム システム設計書　別冊 数値等適用表	１式	秘	

注：データ送付は防衛セキュリティゲートウェイ（ＤＳＧ）を活用することを基準とし，ファイル形式は官側との調整による。

4.4　秘密保全

契約相手方は，この契約の履行に関して，秘密に関する事項を取扱う場合は，**秘密保全に関する訓令**及び**装備品等秘密の指定等に関する訓令**に基づき，**秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について（通達）**及び**装備品等秘密の指定等に関する訓令の解釈及び運用について（通達）**によるものとし，細部は官側の指示に従うものとする。

なお，この契約の履行により直接又は間接を問わず知り得た内容については，官側の許可なく外部に漏らしてはならない。

4.5　情報保証

防衛省の情報保証に関する訓令及び**防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）**を適用する。

4.6　情報保全

4.6.1　情報の取り扱い

契約相手方は，この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第２項第１号に規定する情報をいう。）の取扱いに当たっては，**装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）**における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては，これらに準じて），適切に管理するものとする。この際，特に，保護すべき情報等の取扱いについては，次の履行体制を確保し，これを変更した場合には，遅滞なく官に通知するものとする。

a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集，整理，作成等した情報が，保護すべき情報（情報セキュリティ通達第５項第４号の規定に基づく解除をしようとする場合に同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取扱われることを保証する履行体制

b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取扱わせないことを保証する履行体制

c) 官が書面により個別に許可した場合を除き，契約相手方に係る親会社，地域統括会社，ブランド・ライセンサー，フランチャイザー，コンサルタントその他の契約相手方に対しての指導，監督，業務支援，助言，監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制

4.6.2　サプライチェーン・リスク対応

契約相手方は，**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）**及び**情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）**に基づき，サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

4.7　施設の立入

施設の立入については，**中央指揮所への立入手続に関する達**によるほか，官側の指示に従う。

4.8　第三者従事

契約相手方は，本役務に従事する者について，第三者を従事させる必要がある場合には，あらかじめ，下請負承認申請書を支出負担行為担当官に提出し，承認を得なければならない。

4.9　官側における支援

契約相手方は，本契約の履行にあたり，次の事項について官側の支援を受けることができる。

a)　駐屯地・基地等における施設の利用

b)　作業に必要な電力，用水等の無償使用

c)　現地への機器等の搬入時の立会，保管場所の提供，搬入機器及び器材の保管

d)　その他，契約履行に必要な事項

4.10　作業指示

契約相手方は，作業実施時期及び実施要領について，監督官が作成する作業指示書に基づき役務を実施する。作業指示書の様式はこの仕様書の**付紙様式１**のとおり。

4.11　監督及び検査

監督及び検査は，支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領に基づき実施する。

a)　契約相手方は，契約後速やかに，**付紙様式２**により，作業実施者名簿を監督官に提出し，記載事項に変更が生じた場合は速やかに変更する。

b)　契約相手方は，月間の役務実績報告として，**付紙様式３**により月間役務時間確認書を監督官に提出する。

c)　契約相手方は，監督官の求めに応じ，日々の役務実績を報告し，役務実績の内容についての分析を支援する。

4.12　仕様書に関する疑義

契約相手方は，この仕様書の内容について疑義を生じた場合は，契約担当官等と協議する。

4.13　知的財産権

知的財産権は，次による。

a)　著作権

1)　契約相手方は，契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された著作物に関する全ての著作権（**著作権法**第２１条～第２８条に規定する権利を含む。以下同じ。）を，納入と同時に官に譲渡し，また，契約相手方は著作者人格権を行使せず，契約相手方は第三者に著作者人格権を行使させない。ただし，契約相手方の固有の技術資料（契約相手方が第三者から提供を受けたものを含む。）に係る著作権及び著作者人格権についてはこの限りでない。

2)　官は，この契約の履行中及び終了後５年間は，契約書又は仕様書の定めるところにより官に提出された契約相手方の固有の技術資料につき，この契約に関して防衛省が行う監督，検査，調査，試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は，契約相手方の固有の技術資料に係る著作物を，防衛省の内部において複製，翻訳及び翻案することができる。ただし，当該技術資料のうち契約相手方の指定するものを除く。

3)　官は，契約相手方から，1)項により官が譲渡を受けた著作権の利用の許諾を求められた場合に

は，特に支障がない限りこれを許諾するものとし，必要な事項は協議して定めるものとする。

4) 3)項にかかわらず，契約相手方は，防衛省の使用に供する目的で，1)項により官が譲渡を受けた著作権に係る著作物を複製し，翻訳し又は翻案することができる。

5) 契約相手方は，知る限りにおいて，仕様書で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき特許権，実用新案権又は意匠権（出願中を含む。）を報告する。また，契約相手方は，官に提出した技術資料に含まれている契約相手方の固有の技術資料の記載箇所及び 2)項ただし書きの指定について，官に報告する。以上の報告は，知的財産管理報告書を作成し，官に提出して行うものとする。

6) 契約相手方は，この契約の履行に当たり，第三者の有する知的財産権（知的財産基本法第２条第２項に規定する知的財産権という。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が契約相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないように必要な措置を講ずるものとする。

7) この契約において第三者の権利を侵害しているとして，官側に対して，第三者が何らかの請求・主張を行ったときには，契約相手方が一切を処理し，弁護士費用，その他の費用を含む損害賠償責任は，全て契約相手方が負担すること。この場合において，防衛省は，契約相手方に対し，必要な範囲で請求及び主張への対応を契約相手方に委ねるなどの協力を求めるものとする。

b) 権利義務の帰属

1) 本業務の実施が第三者の特許権，著作権その他の権利と抵触する場合は，契約相手方は，その責任において，必要な措置を講じなくてはならない。

2) 契約相手方は，本業務の実施状況を第三者に提供し，又は公表しようとする場合は，あらかじめ，防衛省の承認を受けなければならない。

3) 省内実施場所で生成した情報は，防衛省の所有に属するものとする。

付紙様式１

作　業　指　示　書

<table>
<tr><td colspan="5">作業指示番号：第　　号
年　　月　　日

監督官
所　属
階級氏名</td></tr>
<tr><td colspan="5">「中央指揮システム　サービス維持」の契約に関し，下記のとおり作業を指示する。</td></tr>
<tr><td colspan="5">履行期限：
履行場所（役務提供場所）：</td></tr>
<tr><td rowspan="4">作
業
指
示
内
容</td><td>緩急区分</td><td colspan="3">１ 緊　急　　２ 至　急　　３ 普　通</td></tr>
<tr><td>作業実施場所
（役務提供場所）</td><td></td><td>期　日</td><td>（　　日間）</td></tr>
<tr><td colspan="4">作　業　指　示　事　項</td></tr>
<tr><td colspan="4">記
１　対象機器（役務内容）

２　作業内容（役務詳細内容）

３　その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

付紙様式２

殿

会社名
代表者名

作　業　実　施　者　名　簿

標記につきまして，調達要求番号　　の契約に基づき，
作業実施者を下記のとおり定めたので，御承認得たく申請いたします。

記

番号	氏　名	職　位	所　属	備考（担当機能等）

承認する。 年　　月　　日	
監　督　官	

付紙様式３－１

月間役務時間確認書

<table>
<tr><td>調達要求番号</td><td colspan="2"></td><td>契約番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>契約件名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>会社名</td><td colspan="2">―次頁以降に示す―</td><td>契約相手方
責任者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>役務報告期間</td><td colspan="5">年　　月　　日　～　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>作業担当者（※１）
（多数時は別表を添付）</td><td colspan="5">―次頁以降に示す―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">仕様書項番</td><td rowspan="2">作業指示書
項番</td><td colspan="2">月間作業工数（H）</td><td rowspan="2">作業実施者
（※１欄より該当者の番号を指定）</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>中央指揮所</td><td>中央指揮所以外</td></tr>
<tr><td colspan="6">―次頁以降に示す―</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のとおり確認する。
年　　月　　日　　監督官
所属
階級　氏名</td></tr>
</table>

付紙様式３－２

月間役務時間確認書

調達要求番号			契約番号		
契約件名					
会社名			契約相手方 責任者	―表紙に同じ―	
役務報告期間	年　月　日　～　年　月　日				
作業担当者（※１） （多数時は別表を添付）	①　②　③				
仕様書項番	作業指示書 項番	月間作業工数（H）		作業実施者 （※１欄より該当者の番号を指定）	備考
		中央指揮所	中央指揮所以外		
―表紙に同じ―					

情報セキュリティ指定書	発　簡　番　号	
	調達要求番号	２６Ｋ２Ｅ０６０２４
	調達要求年月日	令和8年10月28日
	作　成　部　課	統合幕僚監部首席指揮通信システム官
	作　成　年　月	令和8年10月28日
品　　名	中央指揮システム サービス維持	
仕　様　書　番　号	ＪＳＯ－１９－６０６２Ｆ	

１　保護すべき情報として指定する理由（注）

本システムに関する機能・性能等に係る情報を、防衛省の職員以外の者又は当該事務に関与しない防衛省の職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれがあるため。

２　保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
機能・性能に関する情報	中央クラウド及び防衛情報通信基盤（ＤＩＩ）の設計情報	・企業においてのみ利用するもの（製造用図面等）についても、保護すべき情報が含まれる、又は類推できるものについては、保護すべき情報として取り扱いが必要であることに留意する。 ・企業において作成する情報のなかに、防衛省から提供された「保護すべき情報」の全部又は一部が含まれる場合は、作成した情報も保護すべき情報となることに留意する。	・仕様書表５番号８～１１（区分：注意）に該当する文書 ・これらにかかる電子データを格納した可搬記憶媒体

３　特記事項

（注）第１項（保護すべき情報として指定する理由）には、この調達要求（契約）において企業が取り扱う情報を保護すべき情報に指定する理由について、当該企業が容易に理解し、当該情報を保護すべき情報として的確に取り扱うことができるよう、分かりやすく、かつ、具体的に記載すること（単に、「注意」又は「部内限り」に指定されているといった記載は避けること。）。また、他の調達要求（契約）において用いた情報セキュリティ指定書の内容をそのまま用い、この調達要求（契約）に当てはまらない指定をすることにならないよう留意すること。